

～ダイジェスト版～

のぼりべつしかんきょうきほんけいかく

登別市環境基本計画

第2期基本計画

人と自然が共存するまちを目指して



平成24年策定

登別市

登別市環境基本計画 第2期基本計画について

環境基本計画は、登別市環境基本条例第10条の規定に基づき、「環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、環境保全等に関する基本的な計画」として、平成14（2002）年に策定されました。

本計画では、人と自然が共存できる環境を保全するとともに持続的発展が可能な循環型社会を構築するための長期的な目標として、次の項目を定めました。

1. 人と自然とが共存する豊かな環境の実現
2. 心の豊かさが感じられる生活空間の実現
3. 環境への負荷の少ない循環型社会の実現
4. 公害のない健康で安全な社会の実現

この長期的な目標を段階的に達成するために、長期的な目標に即した中期的な目標と、それを達成するための具体的な施策を展開する期間を10年間と設定しました。

第1期中期計画期間は平成14（2002）年度から平成23（2011）年度であり、平成24（2012）年度から10年間が第2期中期計画期間となるため、このたび第2期中期計画である「登別市環境基本計画 第2期基本計画」を策定しました。

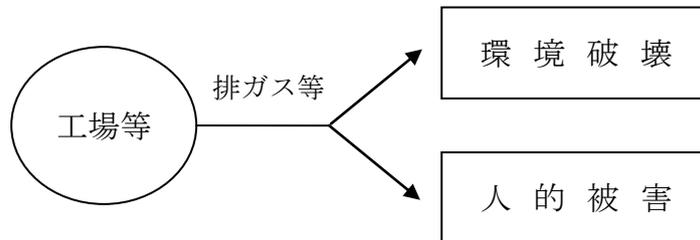
第2期基本計画は、以下の各章によって構成されています。

第1章 策定の背景	1～3	ページ
第2章 基本計画の概要	4～7	ページ
第3章 第1期基本計画の結果	8～31	ページ
第4章 第2期基本計画の体系	32～55	ページ
第5章 基本計画の推進体制	57～58	ページ
参考資料	59～87	ページ

本書は全87ページに及ぶ「登別市環境基本計画 第2期基本計画」の要点をまとめた、ダイジェスト版となっています。

第1章 策定の背景

～従来の環境問題～

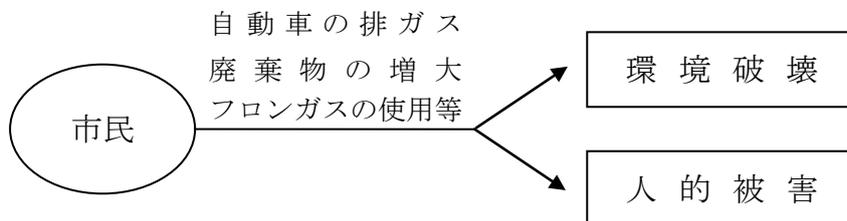


市民は工場等による公害の一方的な被害者 → 法律等による公害対策が必要



公害対策基本法及び登別市公害防止条例の制定

～今日の環境問題～



市民は被害者であり加害者でもある複雑な関係

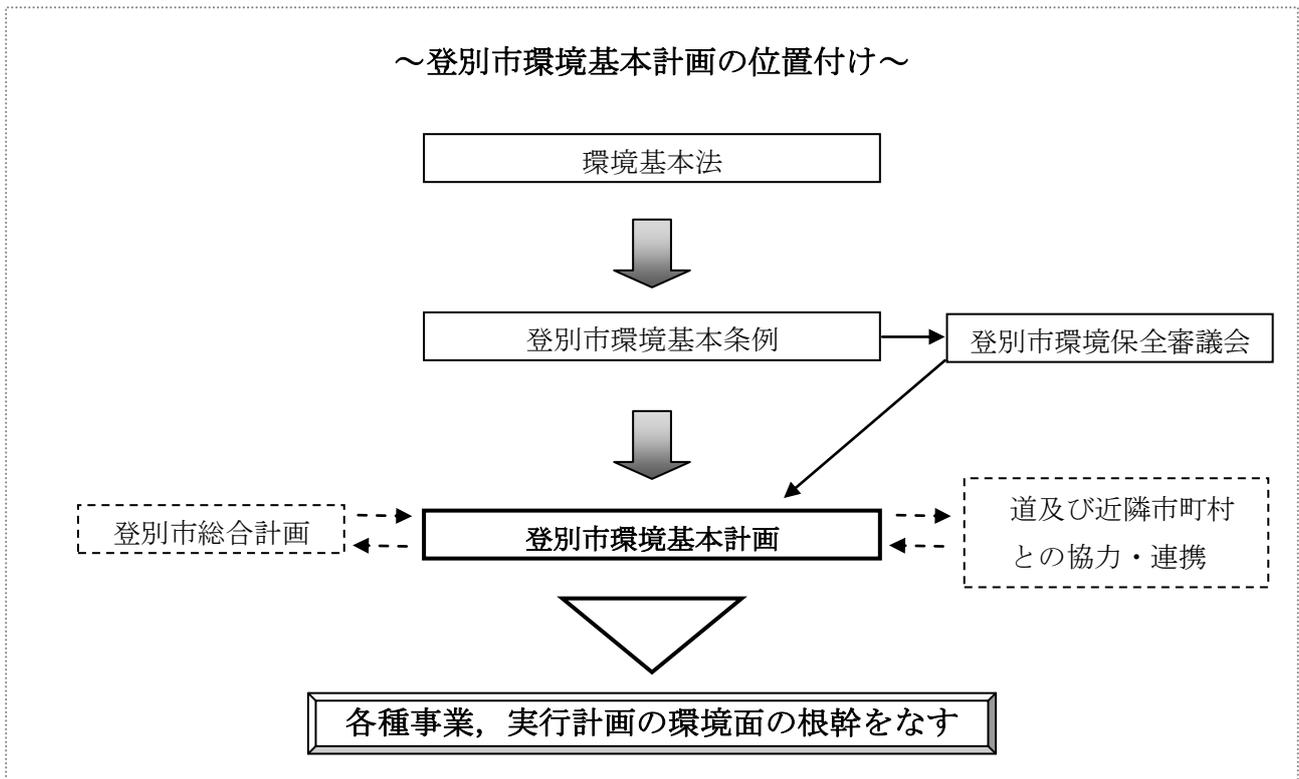
→環境問題には公害対策だけでは不十分



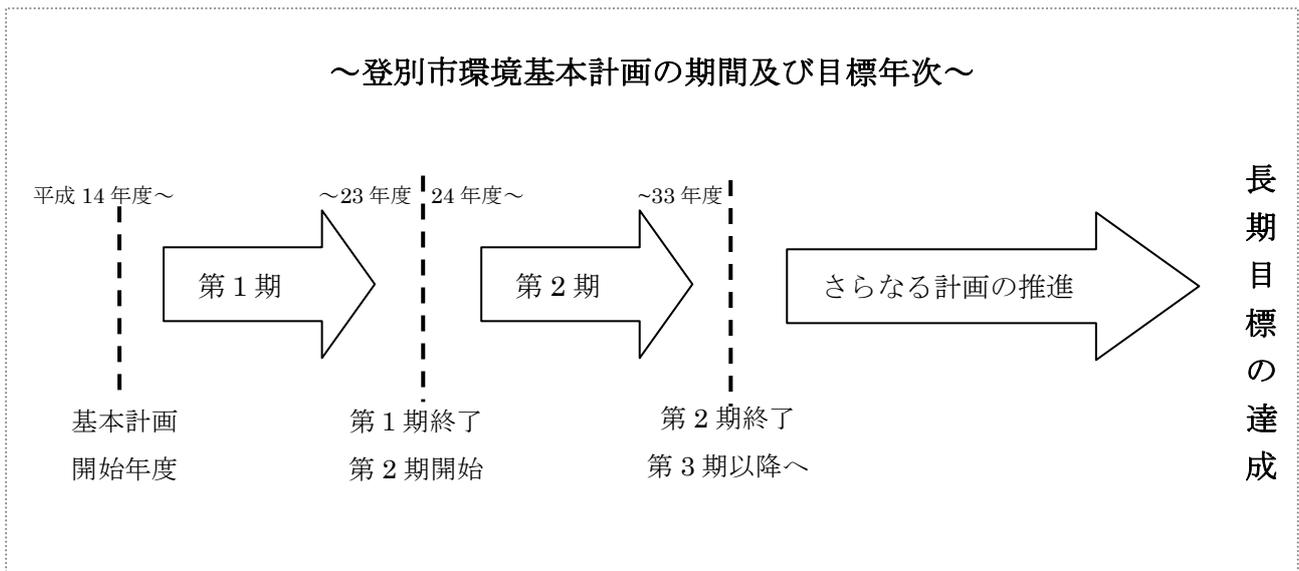
環境基本法及び登別市環境基本条例の制定

このような経緯の中で制定された、登別市環境基本条例第10条の規定を受けて、条例に掲げられた基本理念及び施策の基本方針に則り、環境に関する広範な施策を、市民・事業者とともに総合的かつ計画的に推進するために、平成14（2002）年、登別市環境基本計画を策定しました。

第2章 基本計画の概要



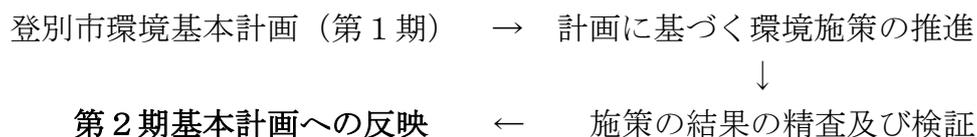
前述の長期的な目標については、登別市総合計画の基本構想と同様に、21世紀半ばでの達成を想定して設定しております。



第3章 第1期基本計画の結果

第2期基本計画を策定するためには、第1期中期計画期間に実施された環境関連施策等について、精査及び検証する必要がありました。

～第1期結果を第2期へ反映～



そこで第3章では、第1期中期計画期間で実施した環境関連施策等の内容、成果等を抜粋して記載しております。

第1期基本計画の結果（別冊、ホームページに掲載）

	ページ
1. 「多様な自然環境を保全するための対策の推進」に関連した事業.....	9
2. 「身近な自然とふれあいづくりの推進」に関連した事業.....	11
3. 「快適な環境づくりの推進」に関連した事業.....	13
4. 「廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進」に関連した事業.....	14
5. 「省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進」に関連した事業.....	19
6. 「地球環境保全対策の推進」に関連した事業.....	21
7. 「良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進」に関連した事業.....	24
8. 「環境学習の推進」に関連した事業.....	30

第4章 第2期基本計画の体系

「登別市環境基本計画 第2期基本計画」の中期的な目標については、次の8つとなります。第4章では、これらの中期的な目標に対する、登別市の現状及び課題、また、それらに対する目標及び施策の方向を記載しております。

本書では、次ページ以降に各項目の施策の方向のみを抜粋しております。

1. 多様な自然環境を保全するための対策の推進

登別市の豊かな緑の保全と生物多様性の確保を目指します。

5. 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進

省エネ・省資源・自然エネルギーの導入に努め、環境への負荷を低減します。

2. 身近な自然とのふれあいづくりの推進

市民の憩いの場である、身近な自然とふれあえる環境を形成します。

6. 地球環境保全対策の推進

市民・事業者・市が、三者協働で環境問題に取り組みます。

3. 快適な環境づくりの推進

市民が快適に暮らすことのできるまちづくりを行います。

7. 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進

公害を防止し、健康で住み良い生活環境を形成します。

4. 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進

廃棄物の抑制・資源の再利用を推進し、循環型社会を目指します。

8. 環境学習の推進

環境学習を通じて、主体的に環境問題に取り組む「人」を育てます。

1. 多様な自然環境を保全するための対策の推進

(1) 優れた自然の保全

施策の方向

- 自然環境の保護に関する法令等に基づき指定された地域の適正な保護を図ります。
- 自然環境の保護に関する法令等に基づく地域指定を進めます。
- 原生林等の貴重な森林や学術的に価値の高い湿原等の適正な保護を図ります。
- 特に保護を図る必要性の高い民有地について、補助制度等を利用した公有地化を図ります。
- 保全を図る必要のある民有地について、自然公園化や保全活動を推進します。

(2) 森林の保全

施策の方向

- 「登別市みどりの基本計画」に基づき、森林の適正な保護を図ります。
- 伐採跡地や無立木地への計画的な植林に努めます。

(3) 多様な野生生物の生育・生息環境の保全

施策の方向

- 鳥獣保護区等の、法令に基づく地域指定を推進します。
- 湖沼、湿原、海浜等の、登別固有の希少な自然環境の保全を推進します。
- 生育・生息域分断の防止として、道路の横断路や魚道等の整備を推進します。

(4) 希少な野生生物の保護と、在来植生の回復

施策の方向

- 民間団体等と協力し、調査結果等を基に希少な野生生物の保護の推進に努めます。
- 希少種等の盗掘や密猟等を防止するための啓蒙活動を実施します。
- 希少な在来植生を保全・回復するための手法の研究と実践を行います。
- 在来植生に影響を及ぼしている帰化植物対策の推進を図ります。
- 野生生物の生育・生息環境を保護するための、法令に基づく地域指定を図ります。

2. 身近な自然とふれあいづくりの推進

(1) 市街地やその周辺におけるみどりや親水域の確保

施策の方向

- 市民が自然とふれあえる環境づくりに努めます。
- 「登別市都市計画マスタープラン」に基づき、自然体験や自然学習のできるまちづくりを推進します。
- 「登別しみどりの基本計画」に基づき、山から海までつながるみどりあるまちを目指します。
- 公園や緑地等における生物生息空間の整備を推進します。
- 親水性の高い河川等、自然とふれあえる水辺の保全を図ります。

(2) 緑の回廊づくりの推進

施策の方向

- 多様な環境を有する連続した河畔林づくりの推進を図ります。
- 量的かつ質的に優れた街路樹帯や並木道づくりの推進を図ります。

(3) ネイチャーセンター等を利用した自然とのふれあいの機会の提供

施策の方向

- ネイチャーセンターを利用した、自然とふれあう機会の提供を図ります。
- 自然を適正に活用するためのプログラムの開発と提供の推進を図ります。

3. 快適な環境づくりの推進

(1) 自然景観の形成と温泉資源の確保

施策の方向

- 「登別市景観形成基本計画」に基づく、総合的・長期的な視野に立った景観形成を図ります。
- 地下水をかん養するための、温泉周辺の森林の保全を図ります。
- 温泉周辺の工事における、地下水脈への影響に配慮します。

(2) きれいで住み良いまちづくりの推進

施策の方向

- ポイ捨てを防止するためのキャンペーン・ボランティア制度等の実施に取り組めます。
- 道路、公園、空地等の管理者に対し、管理の指導を図ります。
- 市や市民、町内会等の協働による、道路や公園等の公共用地の清掃、美化の推進を図ります。
- 「北海道ペット条例」に基づく、ペットの適正な飼育・管理の徹底の啓発を図ります。

(3) さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭防止対策の推進）

施策の方向

- 個人モラルの向上を図るための啓蒙活動の推進を図ります。
- 騒音、振動、悪臭等の発生源に対する適切な指導と啓発の推進に努めます。
- 近隣市町との連携を図り、交通騒音・振動低減のための総合的な対策を検討します。
- 法令等に基づく届出等の徹底を図り、法令等の基準が遵守されるよう、工場や事業場等の監視・指導に取り組めます。

4. 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進

(1) 廃棄物の減量

施策の方向

- 「登別市ごみ減量の行動指針」に基づく、ごみの減量化の推進を図ります。
- 3R（ごみの減量・再利用・再資源化）の概念に基づく事業を展開します。
- Return（携帯電話等を買替えた時は購入先に戻す）、Rethink（購入する前に本当に必要なものか再考する）といった、3R以外のRの概念の浸透に努めます。

(2) 循環型社会の形成

施策の方向

- 「一般廃棄物処理計画」に基づく、一般廃棄物の適正な処理を図ります。
- 産業廃棄物の適正処理や減量化、再生利用等の推進に努めます。
- 循環型社会形成推進基本法の推進を図る取組みを行います。
- 廃棄物の分別や資源回収の積極的な推進を図ります。
- 再生品の積極的な利用の推進に努めます。
- 資源回収を実施する団体等に対する支援を行います。
- 分別回収の徹底を図ります。
- 資源リサイクルの推進を図るための普及啓蒙活動を実施します。
- リサイクルプラザ、フリーマーケット等を活用した不用品の有効利用の推進を図ります。



写真は、登別市内の一般廃棄物を一挙に引き受けているクリンクルセンターです。

廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理を推進していくにあたり、クリンクルセンターを重要な拠点の一つとして、市民・事業者・市の三者協働で、様々な事業及び施策を展開していきたいと考えております。

5. 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

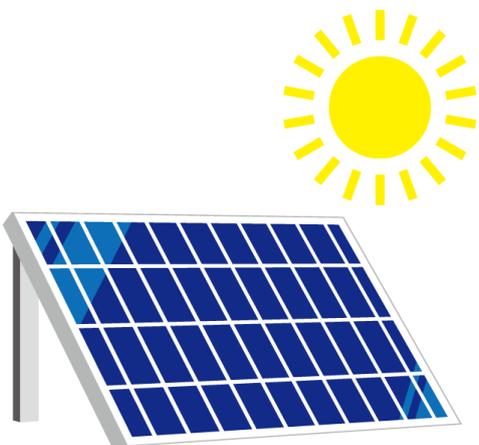
施策の方向

- 省資源・省エネルギーと、環境にやさしい生活様式の意識啓発の推進を図ります。
- 電気・ガス等の消費量の把握と削減についての啓蒙活動を実施します。
- 「登別市環境配慮指針」に基づく取組みを実施します。
- 水道水使用量を減らす工夫を行います。
- 公共施設等における省エネルギー化への取組みを行います。
- 「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針」に基づく取組みを行います。
- 再生品・環境ラベリング製品の購入が定着するよう、啓蒙活動の実施に努めます。

(2) 再生可能エネルギーの導入の推進

施策の方向

- 地熱や風力等の自然エネルギーの利用を促進します。
- 「メガソーラー施設の立地にかかる基本方針」に基づき、民間企業による登別市へのメガソーラー施設の設置を誘致・協力します。
- 廃棄物焼却の廃熱利用を継続しつつ、温度差エネルギーなど未利用リサイクルエネルギーの利用方法について模索します。
- コ・ジェネレーションシステムや燃料電池等の導入の推進を図ります。



平成24（2012）年4月26日、登別市環境基本計画、登別市地域新エネルギービジョン等に基づき、「メガソーラー施設の立地にかかる基本方針」を策定しました。

このように、登別市では環境保全等を目的として、日々変遷する社会情勢を勘案した基本方針、実行計画等の策定に取り組んでおります。

6. 地球環境保全対策の推進

(1) 地球温暖化対策の推進

施策の方向

- 「登別市温暖化対策推進実行計画」に基づく取組みを実施します。
- 環境家計簿等の温室効果ガス削減のための取組みを推進します。
- 二酸化炭素の吸収を促進するための緑の保全と育成を図ります。
- クリーンエネルギーの利用を推進します。

(2) その他の環境問題に対する取組み

施策の方向

- 特定フロン回収及びオゾン層保護のための普及啓発の推進を図ります。
- 酸性雨の原因物質の排出抑制のため、低公害車^(※68)や低燃費車^(※69)の普及の推進を図ります。
- 国や道、近隣市町村等と連携・協力した環境保全活動の推進に努めます。
- 公共交通機関の利用、適切なアイドリングストップ^(※70)等の自動車排出ガス削減の啓発を図ります。

参考 子ども環境家計簿の取組み状況

実施時期	全児童数	取組児童数	取組率	二酸化炭素削減量
平成20年冬休み	2,595 人	710 人	27.3 %	6,133 kg
平成21年夏休み	2,535 人	757 人	29.8 %	8,463 kg
平成21年冬休み	2,539 人	827 人	32.5 %	6,922 kg
平成22年夏休み	2,555 人	885 人	34.6 %	9,508 kg
平成22年冬休み	2,562 人	1,039 人	40.5 %	8,899 kg
平成23年夏休み	2,524 人	1,382 人	54.7 %	15,798 kg
平成23年冬休み	2,521 人	1,486 人	58.9 %	13,679 kg
合計		7,086 人		69,402 kg

平成20（2008）年度から、日頃の生活で二酸化炭素の排出を抑える行動を目指す「のぼりべつ子ども環境家計簿（夏・冬休み版）」を学校と協力して取り組み始めました。子どもを中心に家族全員で環境家計簿に取り組むことにより、市民の環境保全・保護への意識が高まることが期待できます。また、このような事業を中心に、登別市全体で地球環境保全対策を推進していきます。

7. 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進

(1) 大気環境の保全対策の推進

施策の方向

- 大気環境の実態を把握するための事業の推進を図ります。
- 公共交通機関の利用促進のための啓発活動を実施します。
- 法令に基づく工場、事業場等の規制の徹底に努めます。
- 低公害車・低燃費車の導入の促進を図ります。
- アイドリングストップ等の自動車排気ガス削減対策の推進を図ります。

(2) 水辺空間の保全

施策の方向

- 河川、湖沼、海岸等における良好な水辺空間の保全、形成の推進に努めます。
- 自然環境と調和した親水空間の整備の推進を図ります。
- 下水道及び合併処理浄化槽の整備、普及の推進を図ります。
- 公共用水域の水質調査による、水環境の実態の把握に努めます。
- 農業・畜産排水や工場、事業場等からの排水による汚濁対策に努めます。

(3) 水源保全対策の推進

施策の方向

- 水道水源の流域における水質保全対策に努めます。
- クリプトスポリジウム等の病原性微生物に関する調査や対策の推進に努めます。

(4) その他の環境保全対策の推進

施策の方向

- 汚染が懸念される場合における、必要に応じた調査等の実施に努めます。
- 新たな環境汚染問題が発生・発見された場合、その問題の原因や影響について調査・研究を行い、対策を実施していきます。
- 化学物質による健康影響についての情報の収集、提供、対策の推進を図ります。
- 放射線に関するモニタリング調査を実施しつつ、放射能汚染問題の危険性についての具体的な数値等を市民に周知させ、現状のモニタリング調査の測定値との比較等により市民の安心・安全に寄与する情報提供を行うとともに、放射能・放射線への対策を検討します。

8. 環境学習の推進

(1) 次代を担う子どもたちに対する環境学習の推進

施策の方向

- ネイチャーセンターやその周辺の自然を活用した環境学習の推進に努めます。
- 環境学習の教材となるプログラムや資料の開発・作成に努めます。
- 環境学習を進めるための情報の収集や提供、指導者の育成に努めます。

(2) 生涯学習における環境教育の推進

施策の方向

- 環境に関する講演会、学習会の開催による、環境学習の機会の提供に努めます。
- 自然観察会や探鳥会等、市民自ら体験して学ぶことのできる環境学習を開催します。
- 地域の環境活動を牽引する「環境リーダー」の育成に努めます。
- 環境に関するパンフレットや環境家計簿等を活用した普及啓発活動に努めます。
- 市民が地域規模で可能な実践的な環境保全活動を提案していきます。
- 環境学習活動を行っている民間団体との連携の強化、活動の支援を図ります。



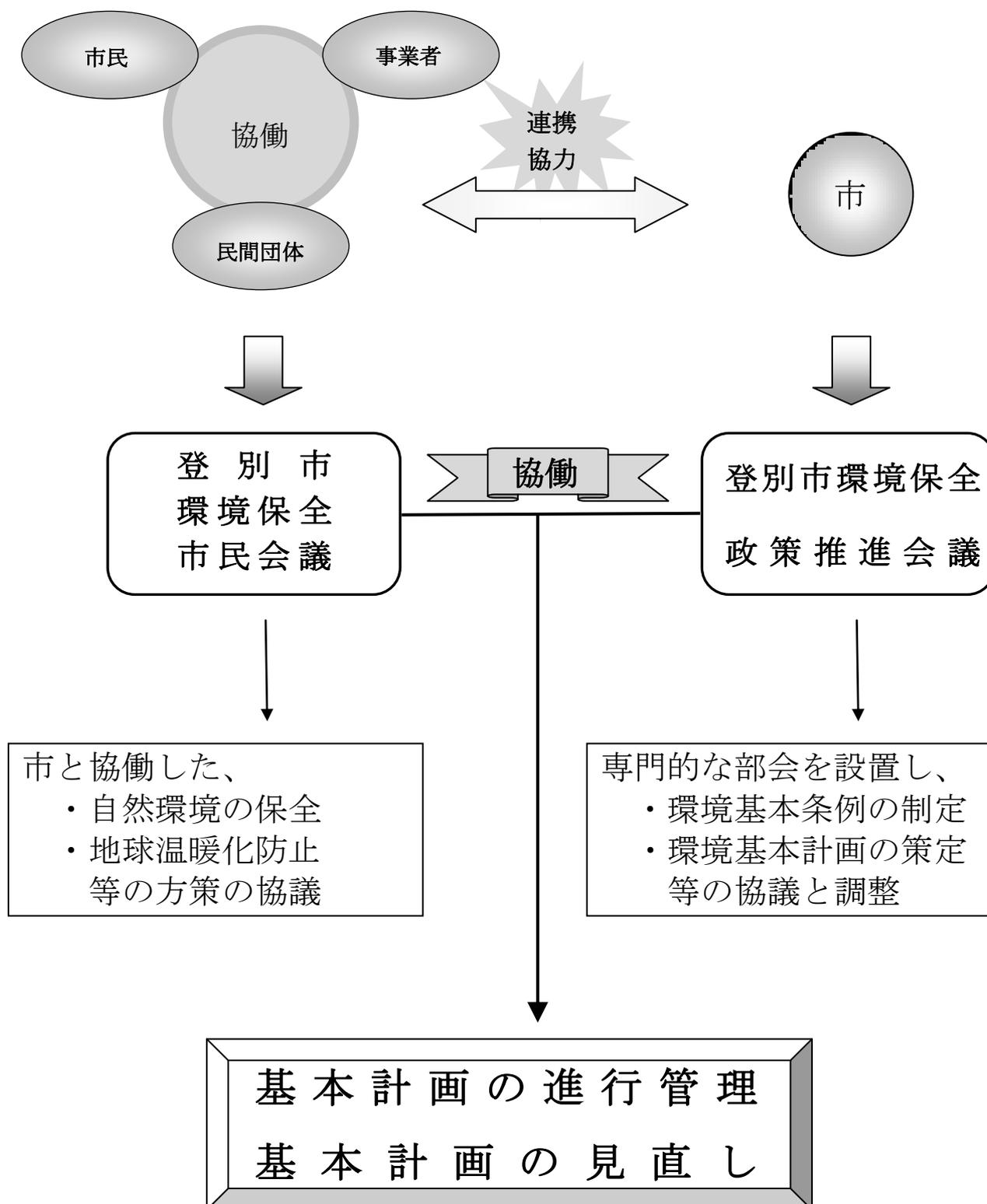
写真は、「人と自然のふれあい拠点」として
鉾山地区で中核的な役割を担う施設「ふおれ
すと鉾山」です。



山や川、動植物など、鉾山地区の豊かな自然を生かし、自然散策、野鳥観察、草木染め体験、水中の生き物観察、登山、キャンプ、歩くスキーなど、子どもから大人まで楽しめる、自然と親しむ体験学習に参加できます。

また、ふおれすと鉾山活動支援組織「モモンガくらぶ」が、ふおれすと鉾山を活動の拠点として、この施設の整備及び事業の運営に協力するとともに、独自の自然体験事業を行っています。

第5章 基本計画の推進体制



参考資料

参考資料として、次の項目を記載しております。

1. 登別市の概況
2. 関連業務の所管一覧
3. 環境関連相関図
4. 環境関連法一覧
5. 登別市環境基本条例
6. 用語解説

～ダイジェスト版～
登別市環境基本計画第2期基本計画

平成24年策定

～問い合わせ先～

登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ

〒059-0002 登別市幸町2丁目5番地1

TEL 0143-85-2958

FAX 0143-85-2585

ホームページ <http://www.city.noboribetsu.lg.jp/kankyo/index.html>

メール cleancle@city.noboribetsu.lg.jp